

福山市飲食店感染症対策衛生費支援事業補助金

飲食店が感染症拡大防止のために必要とする消毒液・マスク等の衛生品の購入にかかる経費の一部を補助します。

※2020年（令和2年）4月1日から2021年（令和3年）3月10日までに購入・支払いが完了したものに限りです。

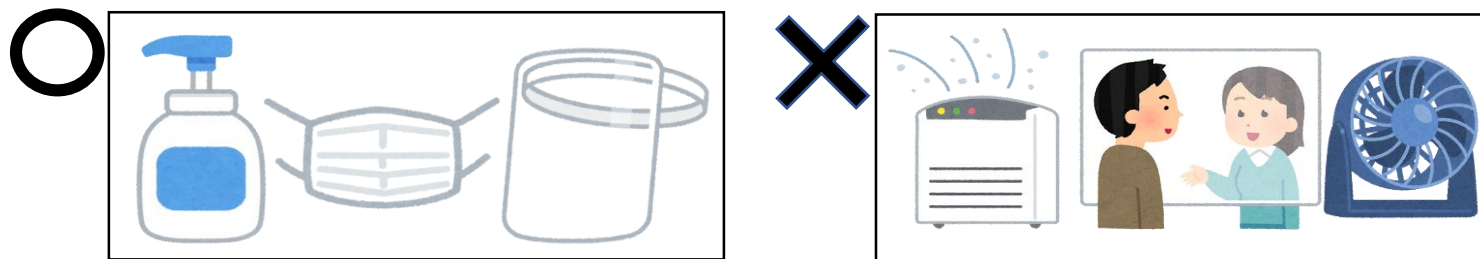
次の注意点を確認の上、申請してください。

- ・クレジットカードを利用した場合、2021年（令和3年）3月10日（水）までに口座からの引き落としが完了している経費のみ対象となります。（これから支払いを行う場合は、現金又は口座振込を推奨します。）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から郵送で申請してください。（簡易書留やレターパック等、申請者が郵便物の到着を確認できる方法で郵送してください。）
- ・手形・小切手、paypay等のキャッシュレス決済（クレジットカードを除く）、各種商品券等の金券により支払った経費は対象外となります。

対象経費

消毒用アルコール等、除菌シート、ハンドソープ、使い捨て手袋、マスク、フェイスシールド、おしぼり、トイレ用ペーパータオル、ごみ収集運搬外注費、店内の消毒作業を行った場合の外注費、割り箸、使い捨て食器（皿・コップ） など

※その他については市HP「申請ガイド」を参照してください。



補助額

上限 10万円（補助率 3 / 4）

※受付期間中、申請は1事業者1回までです。

申請受付期間

2021年（令和3年）2月1日から同年3月10日まで

対象事業者

以下の①～⑧を満たす客室のある飲食店を営む 中小企業者、小規模事業者又は個人事業主

- ①法人においては、福山市内に本店又は支店がある者
- ②個人事業主においては、福山市内で事業を行っている者
- ③飲食店の営業許可証の写しが提出できる者
(飲食店営業許可1類、飲食店営業許可3類、喫茶店営業許可のいずれかをもち、客室があること)
- ④福山市の市税完納証明書を提出できる者
- ⑤福山市新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(職場編) eラーニングを受講し、修了証を店内等に掲示している者
- ⑥広島県の「広島積極ガード店」に登録し、登録を証するステッカーを店内に掲示している者
- ⑦暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではない者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業等、社会通念上適切でないと判断される事業を行っていない者
- ⑧補助対象として申請した経費に関して、国、県、市町及び各種産業支援機関が実施する他の制度(補助金等)から補助を受けていない者

申請の流れ

衛生品購入
支払いの完了

・2020年(令和2年)4月1日から2021年(令和3年)3月10日までに購入・支払いを完了させてください。

申請書・請求書
の提出

・必要書類を期限までに郵送で申請してください。(消印有効)
・必要な書類は市HP「申請ガイド」をご確認ください。
※2021年(令和3年)3月10日までに書類が整わない場合は対象外になります。
※申請が受理されてから1か月程度で振り込みます。

申請書は市HPからダウンロードして下さい

この制度を含むさまざまな支援制度を紹介しています

福山市 新型コロナ 事業者向け支援制度 で検索

申請・問い合わせ先

飲食店衛生費補助金事務局

(福山市飲食店感染症対策衛生費支援事業補助金事務局)

窓口へ来られる
際は電話予約を
お願いします。

〒720-0081 広島県福山市紅葉町1番1号 福山ちゅうぎんビル3階

TEL 090-1471-7558

受付 9:00～17:00 (土日祝休み)

※駐車場はございません。

予約制